

大崎市行政改革大綱(素案)のパブリックコメントによりご意見・ご提言をいただいた結果と、このことに対する大崎市からのお答え

1 概要

パブリックコメント実施期間:平成19年2月5日から2月28日まで
意見の提出状況:意見提出者 2名,意見件数 22件

2 戴いたご意見・ご提言の概要と、このことに対する市のお答え

3月13日開催の第6回行政改革推進本部会議(市長以下の市役所幹部で構成しています。)と3月27日開催の第6回行政改革推進委員会(市民,地方行政に見識のある方10名で構成しています。)の会議にご意見内容を提示し,大崎市の考え方を協議しました。

この結果をふまえ,3月29日開催の第7回行政改革推進本部会議で行政改革大綱に修正を加え,以下の内容で対応させていただくこととしました。

意見番号	関連箇所		ご意見・ご提案の概要	大崎市からのお答え
	項目	頁		
1	第1,1	1	『市民参加,第三者による行政評価の取組み』を目的に追加したい。	行政評価の実施に当っては,ご指摘のとおり行政以外の第三者による客観的な評価の視点が必要不可欠であると考えております。 このため,行政評価の実施体制としては,行政内部での評価のみならず,第三者に位置付けた行政改革推進委員会での評価を行うこととして,検討を進めている状況でもあります。 しかし,その旨の表示がありませんでしたので,「第三者による評価」という体制が図に明示されるような修正を行います。 また,「行政評価結果の情報を公開する」ということが図に明示されるような修正を行います。
	第1,3	2	『前例踏襲の意識をなくし,「行政評価」を工夫する』を加え,文章の中にも記述を加える。	
	第2,3	5	行政の説明責任,透明性の確保,効率化のためにも行政評価が求められる。合併に伴う行政評価は如何? 推進体制図中のチェック評価の部分を『行政評価の取組み(第三者による)』に変更する。	
	第3,1	6	基本的な考え方の図中の『評価基準』の部分を『行政評価の取組み(第三者による)』に変更する。	
	第3,2(1)	7	市民要望把握の体系化の図中に,行政評価の結果として『中止,凍結,削減』を追加する。また,情報公開(広報他)を明記する。	
	第3,2(2)	8	役割分担の明確化の図中の『事業の再点検...』の部分を『行政評価の取組み(第三者による)』に変更し,行政評価の結果として『中止,凍結,削減』を追加する。	
2		20	用語説明に行政評価についての記述を以下のとおり行う。 『行政評価の取組みは 行政の説明責任,透明性, 質の高い行政, 費用対効果, 政策形成改革,意識改革, 前例踏襲の打破などのため,宮城県に習って,「行政評価の取組み」を重視し,住民参加の行政改革を模索したい。そしてこれを,予算編成, 人事に反映し,視点を拡大する。 このため,第三者による監査が必要である。大前提として情報公開の徹底が工夫されねばならない。』	用語説明に行政評価についての一般的な説明としての記述を追記いたします。

意見 番号	関連箇所		ご意見・ご提案の概要	大崎市からのお答え
	項目	頁		
3	第3, 2 (2)	8	役割分担の明確化の図中の『軽やかな行政』は丸投げ？ また、『専門性を高める努力をする』を追加する。	『軽やかな行政』とは、「行政組織の簡素化や、行政組織内及び行政と市民の意思疎通を良くすることにより、市民のニーズに対し迅速に対応できる行政」を目指すということを表しております。 一方、『小さな行政』とは、「優先順位を付けながら行政サービスの担い手を検討することが、人員やコストを減らす結果につながり、市民の負担が低く、効率的な行政へ移行していくもの」と捉えております。 また、『専門性を高める努力をする』という部分につきましては、職員の職務執行へのご提言と受け止めさせていただきます。
4	第1, 1	1	河川法は「活水」、「流水」に、「環境」が加わりました。(平成9年) 環境影響評価の視点は大切です。 費用対効果も大切です。 凍結して下さい。 大崎生き活きまちづくり21委員会は、2月24日、大崎市行革にまちづくりパブリックコメントを届けようと、緒絶川ウォッチングを実施しました。緒絶川整備5ヵ年計画の点検です。川の清流化のまちづくりを7年間続けています。通年通水、環境水利権の取得で、サカナの川の生態系の保全を考えています。 ところが、合併を控え、川の三面コンクリート化、地下下水道やトンネル工事が浮上しました。12億円の巨額の工事費です。 なぜ、今なのか、下水道課の事業は、生活環境課などとの合議のないままのような、計画です。ふるさとの原風景を内水対策(七日町の洪水対策)、50年に1度の50mm豪雨対策。今何故ですか。合併駆け込みですか。説明不足です。緒絶川の生態系の破壊です。	総合計画策定に向けたご意見として受け止めさせていただきます。4月1日から担当課が政策課となりますが、お伝えさせていただきます。

意見 番号	関連箇所		ご意見・ご提案の概要	大崎市からのお答え
	項目	頁		
5	第4, 8 (6)	16	<p>談合による知事の辞任と夕張市の財政破綻のショックが拡がる、地方分権改革推進法により、移される権限と税財源の受け皿となる自治体と議会は大丈夫でしょうか。談合は入札、ヒトの問題です。この文脈をもっとしっかりと書いて下さい。</p> <p>1, 全て一般競争入札にすること 2, OB職員の天下りを一切やめること 3, 情報公開に努めること</p> <p>総務省の指示に従って、宮城県に学び、入札を改善して欲しい。 例えば、緒絶川整備の公共下水道内水対策の地下下水道トンネル工事は、「七日町の洪水対策」とか、「不要不急」なもの、12億円の巨大工事、古川世帯あたり4～5万。この入札は？情報公開が不足している。下水道工事、落札率99.5%の？あり。</p>	<p>市政全般に対する提言として受け止めさせていただきます。</p>
6	第1, 1 第4, 1 (1) 第4, 6 (4)	2 9 14	<p>市民が主人公の視点が欠如しているので、各部に修正、追加する。</p> <p>「いつでも、どこでも“市民が主人公”の大崎市」のステッカーをたくさん作って、市役所、支所、公民館及び市の公の施設や建物の適当な場所に貼り付け、市民と行政の共通認識の目標とし最終行に、『「市民が主人公である」との原則はゆるがない。』を追加。</p> <p>『まちづくりの主役』を『市政の主人公』に変更する。</p> <p>『市民の意見を反映させることは、』の後に、『市民が主人公の社会及び』を追加する。</p>	<p>市民が「市政の主人公である」ということにつきましては、そのように認識しており、この行政改革大綱推進の基本体系においても、市民の立場に立ち市民の要望(ニーズ)を把握した上で、市民満足度の向上を図ることを目的としております。</p> <p>このことから、この市民満足度の向上が目的であるということをもって、市民が主人公であることを示していることとご理解いただきたいと考えております。</p>
7	第1, 2	2	<p>「市民生活の満足度向上」こそ市政の最重要課題であるからして、大崎市の行政改革推進の視点は、4点が等価値並列にはなり得ません。「満足度の向上」に向かって他の3つの視点が集中されなければならないと思います。</p>	<p>この行政改革大綱推進の基本体系においても、市民の立場に立ち市民の要望(ニーズ)を把握した上で、市民満足度の向上を図ることを目的としております。</p> <p>ただし、この部分につきましては、行政改革を4つの面から同時に推進し、総合的に調和させていきたいという意思を示したものとしてご理解いただきたいと考えております。</p>
8	第2, 1	4	<p>『市民満足度の向上を目指し、…』向上を測るモノサシを具体的に提示して欲しい。</p>	<p>事業を計画、実行し、その結果を評価、改善していくという流れを構築していきますが、この流れの中で市民の意見や満足度を確認するために市民アンケートや、ご意見・苦情の把握及び分析、市民懇談会等を実施することが、市民満足度の向上を測るモノサシになると考えております。</p>

意見 番号	関連箇所		ご意見・ご提案の概要	大崎市からのお答え
	項目	頁		
9	第3, 2 (1)	7	『…意見公募制度』の後に、『及び市民意見窓口制度の』を追加する。 各行政区毎に、1～2名の「パブリックコメントモニター(集約係)」を委嘱し、その氏名を広報紙上に掲載する。一方市役所には、パブリックコメント窓口を設置し、随時、行政区モニターから集まったパブリックコメントを報告してもらう。	市民の要望(ニーズ)を把握するためには、市民から幅広く意見等を求めていくことが重要であると考えております。 現在も市役所や総合支所に市政へのご意見をいただくご意見箱を設置しておりますが、設置施設の拡大を図ることや、お寄せいただいたご意見を公表する等、ご意見も参考としながら、今後の具体策として検討することが必要であると考えております。
10	第2, 3 (2)	5	行政改革推進委員「市民代表委員」の人選については、各界各層から、人間を観て幅広く探して欲しい。安易な選び方だけはいないで欲しい。	現在も各方面からのご意見をいただくため、委員として各界各層の方々を委嘱しております。今後も引き続き同様の考え方で、委員の人選を行ってまいります。
11	第3, 1 (1)	6	『行政組織内外の意思疎通を良くしていく』ための最善の方法は、タテ割り行政を打破して、テーマ毎の横断的行政組織をメインに考える必要がある。それには、短・中・長期の課題テーマを選定する部署と、テーマに基づいて部課を組み合わせる調整コーディネーターの部署が設置されねばなりません。最近の課題は複雑になっていますから。	仕事の仕方としてのタテ割り行政一辺倒の業務推進は、非効率な運営となりがちです。このため、組織の簡素化、スピーディーな決裁対応などに今後も努めてまいります。組織横断的な業務については、プロジェクトチームを設置することにより、行政運営の能率化と合理化を図ることとしております。
	第3, 2 (3)		ヨコ・タテの『仕事の流れを良くするための意識づくり...』だけでは足りません。具体的に誰が、どのように意識を変え、どのような組織にするかの具体策を持つべきと考えます。	
12	第4, 1 (2)	9	外部から来たお客さんをどこに案内したらよいか、そのガイド資料が非常に乏しい。市全域に亘る見どころ、学びどころ、遊びどころ...など、季節毎のガイド要覧が欲しい。	平成20年10月から12月の3か月間、デスクティネーションキャンペーンが実施されます。大変貴重なご提言ですので、4月1日からこの関係を担当するデスクティネーションキャンペーン局にお伝えいたします。担当局において内容の具体化を検討していくことといたします。
13	第4, 2 (5)	10	物品やハコモノその他の可視的なものにとどまらない、共有財産の活用にも触れて欲しい。すなわち、「地域間の共通テーマでの連携推進」もある。例えば、旧鳴子・岩出山・鹿島台・古川は合併前に「非核・平和都市宣言」を発している地区です。これらを生かした「本線・陸東平和サミット」(仮称)など開催してはどうか。また、「大崎市非核・平和都市宣言」の制定を是非。	総合計画策定に向けたご意見として受け止めさせていただきます。4月1日から担当課が政策課となりますが、お伝えさせていただきます。

意見 番号	関連箇所		ご意見・ご提案の概要	大崎市からのお答え
	項目	頁		
14	第4, 3 (2)	11	「危機管理全般」というと、「大崎市国民保護計画」に関する“武力攻撃災害”(本来, 災害に入れるのは間違いだが)も入れているのか甚だ曖昧である。はっきりと分けて欲しい。入れるべきではない。	「大崎市国民保護計画」に関する“武力攻撃災害”は, 行政改革大綱(素案)の対象としておりませんでした。
15	第4, 3 (3)	11	「組織の意思疎通の向上」この部分は, 全般的に非常に抽象的で, 一度読んだだけではほとんど理解できません。もっとわかり易い文脈にして欲しい。	ご指摘のとおりでありましたので, 以下のとおりの内容に修正いたします。 『組織の機能は, 明確な組織規律, 必要職務の選択と理解, 縦横の情報連携, 市民との意見交換と市政への反映, 職員の職務能力, 他組織との連携, 財源の確保等により役割を果たしていますが, 組織の意思疎通は多様な職務意識のもとに仕事が進められていることもあり, 複雑な機能となっています。このため, 市民要望や課題を縦横の情報連携で組み立て, 創造的分野での対応や業務調整として機能発揮する市民満足度の高い組織体制を創っていくものとします。』
16	第4, 5 (1)	12	「人材育成」の項目に追加提案。 業者との癒着などがあまり心配されない部・課に限り「職員のエキスパート(専門家)化は急務であり, そのため在任期間の短すぎる現行人事異動の方針を見直し, 腰かけの怠慢意識や, 事なかれ主義を改革する」 ただし, 次の(3)との整合性のある表現にすることは言うまでもない。	人材育成基本方針を策定いたしました。具体的な内容となることから, 人事課にお伝えし, 参考にさせていただきました。
17	第4, 5 (2)	12	最後の段落として, 以下を追加提案。 『さらに, 職員の勤務ぶりを市民の目線で互いにチェックし合うため, 必要であれば, 抑制的条件の範囲内での内部告発の機会は排除しない。そのため, 告発者を保護する条例の制定を検討する』 その前に, 職員同士の相互批判が日常的にあっさりなされることが肝心。	職員相互の意見交換は, 業務上必要不可欠ですので, 内部の意思疎通向上を図る取り組みとしてさらに進めてまいります。また, ご提言いただいた内部告発の機会確保は, 市職員以外の方からの告発への対応と併せ, 公益通報者保護法に基づき, 大崎市公益通報の処理に関する規程を平成19年4月1日から施行することで対応させていただきました。
18	第4, 4 (2)	12	「給与の適正化」の項目に追加提案。 『また, 職員の本務と本務外の任務を明確に区分けし, 余計な仕事はなるべく課さぬよう配慮しつつ, 法的裏付けのある勤務態様及び給与体系にします。』	今後職員定数の削減等, 職員として求められる業務の範囲が多岐に亘ってくることが予測されます。このような状況を控え, 本務と本務外の任務を明確化していくのは難しいと考えておりますが, 市職員として果たさなければならない役割を全うするため, 定員適正化計画等の策定により, 明確化を進めてまいります。

意見 番号	関連箇所		ご意見・ご提案の概要	大崎市からのお答え
	項目	頁		
19	第4, 5 (4)	13	「職員の意識改革」の項目に追加提案。本文の内容だけでは低次元なので。 『常に政策立案能力と業務遂行能力を高めるための研究と検討の必要性は言うまでもありません。加えて、』を、『職員としての…』の前に追加する。	ご指摘の内容につきましては、人材育成基本方針に掲げる職員像の一つの姿であると考えますので、人事課にお伝えし参考にさせていただきました。
20	第4, 8 (3)	16	『財政配分の最適化』を『財政配分の適正化』に変更する。また、最後の段落として、以下を追加提案。 『以上の点を勧案すると、すでに議会決議を経た事業についても、市民の常識的判断予測によって、“不要不急”との結論に達した場合には、行政として、議会に再考を促すことのできる“議会差し戻し審査制度”の創設条例を検討します。』	ご提案にある変更は、事業の事前評価としての優先順位付けと、事業の事後評価としての行政評価を行うことにより、事業の時宜に合った必要性等を精査し、財源の効率化を図りたいことから、最適化とさせていただきました。 また、追加提案につきましては、ご提言として受け止めさせていただきます。
21	第1, 4	3	「より効率的で無駄のない財政運営体制が求められています」について大きな疑問を感じます。 なぜなら、「武力攻撃事態法」や「周辺事態法」との絡みで、国の「国民保護法」に準じて案出された「大崎市国民保護計画」、これの実施には莫大な出費が掛かるはずである。国の補助はあるにせよ、“戦争準備”計画を現に策定していることの大矛盾をどう説明するのかお尋ねしたい。要再考。	市政全般に対する提言として受け止めさせていただきます。
22	第4, 2 (5)	10	最終行の次に、以下を追加提案。 『そのため、会議やミーティングにいつでも安価に使える部屋やスペースを(複)数ヶ所準備しておく用意がある。』	施設の配置見直し等を行う中での、施設の新たな活用方法として、今後検討させていただきます。